

| | | |
|---------|---|---|
| 水 栓 番 号 | 第 | 号 |
|---------|---|---|

年 月 日

三原市水道事業
三 原 市 長 様

申込者 (給水装置の所有者)

住 所

フリガナ
氏 名

印

連絡先 ()

※ 個人が手書きしない場合及び法人又は個人事業者の場合は、記名押印してください。

- 4 階以上への直結直圧方式給水
 直 結 増 圧 方 式 給 水
- }
- 条件承諾書

| | | | |
|---------------|-----|--|-----|
| 給水装置設置場所 | 三原市 | | |
| 建 物 の 名 称 | | | |
| 設 備 管 理 責 任 者 | 住 所 | | |
| | 氏 名 | | 連絡先 |

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

標記の給水方式による給水のために、下記の条件を承諾します。

記

1 使用者への周知

次の事項を十分に理解したうえで使用者等に周知させます。

(1) 4 階以上の直結直圧方式給水による場合 (該当する場合は、をする。)

① 給水栓を設置する建物の階数、所要水量、配水管の水圧その他の事情変更により、給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合は、あらかじめ確保したスペースを利用して増圧給水設備 (減圧式逆流防止機器及び制御装置を含む。) を設置すること。また、その際には管理者へ届け出ること。

② 給水制限時、事故時、水道施設の工事等 (以下「工事等」という。) による一時的な水圧低下に伴う上層階での断水や出水不良が発生した場合は、共用の直結直圧給水栓を使用すること。

(2) 直結増圧方式給水による場合 (該当する場合は、をする。)

① 工事等に伴う断水、濁水に対応するため、増圧給水設備の操作及びメンテナンスを必要とする場合は、申込者、建物管理者 (管理人) 又は設備管理責任者の責任で行うこと。

② 増圧給水設備及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、年 1 回以上の定期点検等必要な維持管理を適切に行うこと。

③ 停電・故障、給水制限時、事故時、工事等による一時的な水圧低下に伴う上層階での断水や出水不良が発生した場合は、共用の直結直圧給水栓を使用すること。

2 水道メーター取替時の措置

計量法（昭和 26 年法律第 207 号）に基づくメーターの取替え及びメーターの異常等による取替えの際、基準で任意設置が認められているメーターバイパスユニットを設置しないものは、一時的な断水となることを承諾するとともに使用者等へ周知し、メーターの取替えに協力すること。

3 共通事項

(1) 受水槽等のような貯留機能がないため、工事等において断水となった場合、水を使用することができなくなることを承諾すること。

(2) 上記給水方式に起因して逆流又は漏水が発生し、管理者若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償すること。

(3) 既存受水槽の下流側の給水設備を使用した場合は、これに起因する漏水等の事故について、申込者又は使用者等の責任において解決するとともに、管理者の指示に従い速やかに改善すること。

(4) 各戸メーターとして管理者が貸与するメーターを設置する場合は、メーターとの接続及びメーター前後の配管に、管理者が指定した材料を使用すること。

(5) 各戸メーターとして管理者が貸与するメーターを設置した場合は、メーターの管理及び検針等に支障がないようにすること。

(6) やむを得ずオートロック式施錠装置等によりメーター設置場所への立ち入りに制限を設ける場合は、各戸メーターの取替えや検針等の作業が支障なく行えるよう、当該施錠装置の解錠方法について管理者に連絡又は通知すること。

(7) 申込者又は設備管理責任者を変更するときは、遅延なく管理者へ届け出るとともに、変更後の申込者又は設備管理責任者にこの承諾書を継承すること。

4 許可条件違反又は許可の取消し

(1) 管理者は、この許可条件に違反又は履行が不可能となったときは、申込者又は使用者に対し、期限を附して改善を要求することができること。

(2) 管理者は、前号に定める改善事項について期限までに履行しないときは、許可を取り消すことができること。

(3) 管理者は、前号により許可を取り消したときは、管理者が貸与した各戸メーターを使用している場合は、これを撤去する。なお、これに要する費用は、申込者の負担とすること。

5 損害及び紛争の解決

上記給水方式に起因して事故が発生し、申込者又は使用者若しくは第三者に損害を与えた場合又は紛争が生じたときは、すべて申込者が責任をもって処理すること。なお、これに要した費用は、申込者の負担とすること。

6 その他準拠すべき法令等

この許可条件に定めのない事項については、関係法令、条例、施行規程等の定めに基づき準ずること。

上記の条件を使用者に周知徹底させ、上記給水方式に起因する紛争等については、当事者間で解決し、管理者に一切迷惑をかけません。